

長崎県公立大学法人教職員の職務に専念する義務の免除に関する規程

平成17年4月1日
規 程 第 3 3 号

改正 平成25年5月7日規程第18号
改正 平成30年3月28日規程第2号
改正 平成30年3月28日規程第27号
改正 令和4年10月1日規程第15号
改正 令和5年12月27日規程第37号
改正 令和7年3月21日規程第18号
改正 令和7年12月2日規程第37号

(目的)

第1条 この規程は、長崎県公立大学法人教職員就業規則（平成17年規則第5号。以下「就業規則」という。）第34条で規定する教職員の職務に専念する義務の免除に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

一部改正〔令和7年規程第37号〕

(職務に専念する義務の免除)

第2条 就業規則第34条第4号で規定する特別の事由は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 教職員が証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 必要と認められる期間
- (2) 教職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務に服することができないとき 必要と認められる期間
- (3) 義務教育終了前の子、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳）を所持する子又は特別支援学校（高等部）に在籍する子（いずれも配偶者の子を含む。以下この号において「子」という。）を養育する教職員（法人と教職員の過半数を代表する者の間で締結される育児休業、介護休暇等に関する協定（以下「労使協定」という。）により除外された教職員を除く。）が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種や健康診断を受けさせることをいう。）、感染症の拡大防止のための学校の臨時休業等（感染症の拡大防止のほか気象に関する警報発令時等の安全確保のための学校、幼稚園、認定こども園、保育所等が行う臨時の休業、休園、又は学級閉鎖等をいう。）により自宅待機するその子の世話又はその子が在籍する学校等が実施する行事（入園、卒園、入学又は卒業の式典その他これに準ずる式典をいう。）への参加のため勤務しないことが相当であると認める場合 当該子が1人の場合は一の年において5日、2人以上の場合は一の年において10日の範囲内の期間
- (4) 教職員の父母、配偶者及び子の祭日の場合 1日の範囲内の期間
- (5) 地震、水害、火災その他の災害により現住居が滅失し、又は損壊した場合 7日の範囲内の期間
- (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）又は狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）による交通の制限又はしゃ断が行われた場合 必要と認められる期間
- (7) 地震、水害、火災その他の災害により交通がしゃ断された場合 必要と認められる期間
- (8) 交通機関の事故その他やむを得ない事由に基づく事故が発生した場合 必要と認められる期間
- (9) 教職員が県又は国等が主催する体育行事に参加する場合 必要と認められる期間
- (10) 教職員が教職員研修の一環として、理事長の承認を得て通信教育の面接授業に参加する場合 必要と認められる期間

- (11) 妊娠中の女子教職員がつわりのため勤務に服することができない場合 7日の範囲内の期間
- (12) 妊娠中の女子教職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合 勤務時間の途中に適宜休息し、又は捕食するために必要と認められる期間
- (13) 妊娠中の女子教職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合 勤務時間の始め又は終わりの休暇の合計が1日1時間の範囲内の期間
- (14) 教職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合あっては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する教職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 当該期間内における5日の範囲内の期間
- (15) 教職員（労使協定により除外された教職員を除く。）が負傷、疾病、老齢又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間介護を必要とする状態にある家族の介護その他の世話をするために必要な場合 当該家族が1人の場合は一の年において5日、2人以上の場合は一の年において10日の範囲内の期間
- (16) 前各号に掲げるもののほか、理事長が特に必要と認める場合 必要と認められる期間

一部改正[平成25年規程第18号、平成30年規程第2号、平成30年規程第27号、令和4年規程第15号、令和5年規程第37号、令和7年規程第18号、令和7年規程第37号]

（承認等の請求手続）

- 第3条 職務に専念する義務の免除を受けようとする教職員は、あらかじめ様式第1号から第4号により理事長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、前条第3号及び第15号については、教職員が申し出ることにより免除を受けることができる。
- 2 教職員が、病気、災害その他やむを得ない事由により前項に規定する書面をあらかじめ提出できなかった場合には、速やかにその書面を提出し、承認を受けなければならない。ただし、前条第3号及び第15号については、事後速やかに書面を提出するものとする。
- 3 理事長は、教職員の職務に専念する義務の免除について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

一部改正[平成25年規程第18号、令和7年規程第37号]

（免除期間の単位）

- 第4条 第2条各号に掲げる期間の単位については、同条第13号に規定する事由による場合は1時間又は分、その他の事由による場合は1日又は1時間とする。

（補則）

- 第5条 この規程に定めるもののほか、職務に専念する義務の免除に関して必要な事項は、関係法令又は理事長が別に定めるところによる。

一部改正[平成25年規程第18号]

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月7日規程第18号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日規程第2号）

この規程は、平成30年3月28日から施行し、改正後の長崎県公立大学法人教職員の職務に専念する義務の免除に関する規程は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月28日規程第27号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年10月1日規程第15号）
この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年12月27日規程第37号）
この規程は、令和6年1月1日から施行する。

附 則（令和7年3月21日規程第18号）
この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年12月2日規程第37号）
この規程は、令和8年4月1日から施行する。

職務専念義務免除申請書

団 体 の 名 称			
事 務 所 の 所 在 地			
設 立 の 目 的			
団 体 の 業 務 内 容			
就こうとする職又は地位			
従 事 予 定 期 間		従事時間	
勤 務 の 態 様			
報 酬 受 給 の 有 無			

上記のとおり〇〇〇〇協会（委員会）の〇〇として同協会（委員会）の事務に従事したいので承認願います。

令和 年 月 日

職 名

氏 名

長崎県公立大学法人理事長 様

- (注) 1 従事団体からの依頼書、団体の定款（事業内容等が明記されたもの）等参考となるべき書類を添付すること。
- 2 「従事時間」の欄には、職専免の時間（往復時間を含む。）を記入のこと。
- 3 「勤務の態様」の欄には、非常勤であること及び従事回数を記入のこと。

職務専念義務免除申請書

国又は地方公共団体の名称			
勤務予定の部局名			
兼ねようとする職名			
職 務 の 内 容			
就 任 予 定 期 間		勤務時間	
勤 務 の 態 様			
報 酬 受 給 の 有 無			

上記のとおり〇〇〇（国又は地方公共団体の名称）の〇〇（職名）を兼ねたいので承認願います。

令和 年 月 日

職 名

氏 名

長崎県公立大学法人理事長 様

- (注) 1 国又は地方公共団体からの依頼書、法令、条例、規則、規程若しくは要綱、構成員の名簿等参考となるべき書類を添付すること。
- 2 「勤務時間」の欄には、1回当たりの職専免の時間（往復時間を含む。）を記入のこと。
- 3 「勤務の態様」の欄には、非常勤であること及び従事回数を記入のこと。

職 務 専 念 義 務 免 除 申 請 書

長崎県公立大学法人教職員就業規則第 3 4 条第 3 号の規定に基づき，次のとおり労働組合の交渉に参加したいので承認願います。

記

1 期 間
自 年 月 日 時 分
至 年 月 日 時 分

2 場 所

3 組合交渉の内容

令和 年 月 日

職 名

氏 名

長崎県公立大学法人理事長 様

様式第4号

職務専念義務免除申請書														
理由														
期間	自	令和	年	月	日	時	分	至	令和	年	月	日	時	分
備考														
上記のとおり職務専念義務免除の承認方お願いします														
令和 年 月 日														
職 名														
氏 名														
長崎県公立大学法人理事長 様														

※ 備考欄には，用務地，団体役職名等，必要な事項を記載すること。